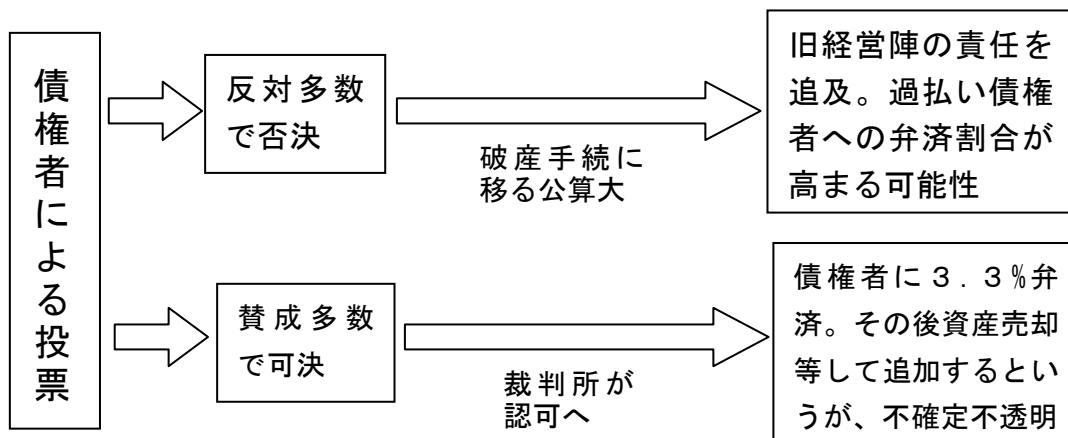


# 会社更生は否決しよう！ 武富士は破産させよう！

## 同意(賛成)票を郵送(返送)しないでください

まずは、下の図を見てください。武富士更生手続きはこのようになります。



武富士の管財人は、本年7月15日、返済率わずか3.3%の更生計画案を提示し、裁判所は7月22日にこの案を投票にかけるという決定をしました。いま武富士のコールセンターは、破産になった場合に返ってくる（と管財人が言っている）配当率1.92%よりはマシだから会社更生案に同意（賛成）してほしいという、おどしまがいの電話をかけまくっています。もし投票期限の本年10月24日までに債権額過半数の同意が得られなければ、更生計画が否決され、武富士は破産にいたる公算が高いからです。



## 2回目の返済があれば、1~20%返済できるかも…

### こんないい加減な話、信じられるわけない！

武富士のコールセンターからは、2回目の返済がある、そのときは1~20%の返済ができるかもしれない、といった本当に信用できるかどうか分からない電話もかかってきます。そもそも1~20%という、いい加減な話です。



2回目の返済のために、税金2000億円以上を国から返してもらうという話のように、国が簡単に税金を返すはずがないのは皆さんもご存じのとおりです。

## 武富士に雇われていた弁護士が管財人！

### 今の管財人はクビにして別の管財人にしたほうが可能性があるのでは

また、武富士創業家からお金を取り戻すという話もしているようですが、そもそも、いまの管財人は、武富士に雇われていた弁護士です。そんな人の話を信用できるでしょうか。



いまの管財人はクビにして、別の管財人で破産手続をやってもらったほうが配当は多くなる可能性もあります。もちろんやってみないと分からないところはあるのですが、いまの管財人の話を信用できないことは明らかだと思いませんか。

## 武富士の会社更生を許せば、過酷な貸金業が復活することに

それと、もし武富士が会社更生してしまえば、同社の顧客名簿や取立システムなど有形無形の資産が再び活用されるようになり、過酷な貸金業が復活することになります。いまの管財人がかつて「更生」させた商工ローン「ロプロ」が、過酷な取り立てにより、いままた借主を苦しめていることも思い起こすべきでしょう。そして、「武富士」ブランドが生き残ることになれば、多くの元顧客は過去の辛い記憶を永続させられることになり、その精神的な苦痛をいつまでも消し去ることができないことになります。しかも、仮に管財人の言う破産の配当率が正しいとしても、会社更生の弁済率との差はわずか1%程度です。



## 武富士については、更生を許さず、破産に追い込みましょう！

皆さん、同意(賛成)票を郵送(返送)しない

ください。何もしなければ「同意しない」こ

とになり、武富士は破産に追い込まれます。



### 「武富士の責任を追及する全国会議」

代表 弁護士 新里宏二 事務局長 弁護士 及川智志

〒271-0091 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 市民の法律事務所

電話 047-360-2123

<http://blog.livedoor.jp/takehuji/>

\* 弁護士、司法書士、学者、被害者の会などが昨年10月に結成した  
市民団体、現会員数約300人 会員募集中